

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年12月1日付けで行った法25条2項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、おおむね以下の理由により、本件処分の取消しを求めているものと解される。

本件処分により、住宅扶助費が月額69,800円から53,700円に減額されたが、このままでは請求人の生活はできない。

処分庁から、転居を求められているが、元々の保証人の問題のほか、請求人の病状や体調の悪化もあって、転居どころか生活そのものが困難になっている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項によ

り棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月27日	諮問
平成29年 9月 5日	審議（第13回第2部会）
平成29年10月17日	審議（第14回第2部会）
平成29年12月 1日	審議（第15回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。
- (2) 法8条1項によれば、保護は、保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるとしている。
- (3) 法14条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされている。
- (4) 法25条2項によれば、保護の実施機関は、保護の変更を必

要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

- (5) 保護基準によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ（保護基準別表第3・1）、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とされている（保護基準別表第3・2）。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、限度額によりがたい家賃、間代等であつて、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして、必要な額（以下「特別基準限度額」という。）を認定して差しつかえないこととされている（局長通知第7・4・(1)・オ）。
- (7) そして、〇〇区を含む特別区等の1級地における単身世帯に対する住宅扶助費については、本件局長通知により、平成27年7月1日からは、限度額は月額53,700円（本件基準限度額）とされ、特別基準限度額（月額69,800円）は原則として適用されないこととなった。
- (8) また、局長通知によれば、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、特別基準限度額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないとされている（局長通知

第7・4・(1)・ク)。

- (9) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)によれば、契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料について、「必要やむを得ない場合は、契約更新に必要なものとして認定して差しつかえない。」としている(課長通知問(第7の88))。
- (10) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課「生活保護運用事例集2013」(以下「運用事例集」という。)問6-56「基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯からの保護申請」によれば、
- ア 「基準額を超える家賃の住宅に居住している単身世帯から保護の申請があった場合は、単身世帯への特別基準設定(1.3倍額の適用)が認められる場合を除いて、原則として保護開始と同時に、履行期限を定めて転居指導を行うことになる。転居指導中、新たな住居に転居するまでの間は、1.3倍額を限度に実家賃額を計上する取扱いを行うことができる。この場合、実家賃額が1.3倍額以内であるか否かを問わない。」(問6-56・1・(1))
- イ 「特別基準を設定し、履行期限までに転居がなされない場合は、法第62条による手続きによることなく法第25条による職権変更により、特別基準の設定を解除することが可能である。」(問6-56・3)
- とされていたところ、本件局長通知を受けて、運用事例集が改定され、運用事例集(平成27年度修正版)においては、
- ア 「基準額を超える家賃の住宅に居住している世帯から保護の申請があった場合は、保護開始と同時に、履行期限を定めて転居指導を行うことになる。この場合の基準額は、その世帯に適用される住宅扶助の限度額となる。」

イ 「『問6-56(旧)』により平成27年6月まで特別基準額(1.3倍額)を適用していた場合

限度額通知(本件局長通知)3(2)に該当する場合は、平成27年6月まで適用していた住宅扶助の基準額を、福祉事務所が行っている転居に係る指導において設定した期限(平成28年6月までに限る。)までの間(ただし、当該世帯の賃貸借契約等において、契約期間及び契約の更新に定めがある場合であって、当該設定した期限までの間に契約期間の満了日が到来するときは、当該満了日の属する月までの間)、適用して差し支えない。該当しない場合は、その世帯に適用される住宅扶助の限度額を平成27年7月から適用されることとなる。」

とそれぞれ、取扱いが変更されることとなった。

- (11) なお、局長通知及び本件局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。

また、運用事例集による上記(10)の取扱いは、局長通知及び本件局長通知における住宅扶助の取扱いの基準(上記(6)及び(7))に合致するものであって、合理性が認められるものである。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、保護開始時の請求人の住居に係る家賃が、月額80,000円であったところ、請求人の住宅扶助費の算定に際しては、特別区内等における単身世帯に係る本件特別基準限度額(月額69,800円)を適用した上で、平成18年12月の契約更新に要する更新料及び当該契約期間に係る間の住宅扶助費を支給していた。なお、保護開始に際して、担当者は請求人に対し、次回の契約更新までに、本件基準限度額(月額53,700円)内の家賃の住宅(公営住宅を含む。)に転居するよう努力することを求めていた。

(2) その後も、処分庁は請求人に対し、本件基準限度額内の家賃の住居に転居するように、転宅指導を繰り返していたところ、請求人の事情（病状や体調等）により、転宅ができなかったことなどから、請求人宅の契約更新に要する更新料及びこの間の住宅扶助費について、本件特別基準限度額を適用した上で、平成24年12月までの間の2年毎の契約更新に要する更新料及び当該契約期間内の住宅扶助費を支給していた。

なお、処分庁は、この間の平成20年10月に、請求人が当時通院していた〇〇神経科の〇〇医師に対し、請求人の転宅に係る病状照会を行い、転宅は困難であるとの回答を確認している。

(3) 平成26年11月、処分庁は、請求人が主張するところの転宅ができない事情とされる、病状や体調不良等については、必ずしも合理的なものとは認め難かったことから、請求人が同年中に通院していた各医療機関の主治医に対し、請求人の転宅に係る病状照会を行い、当該照会に対する各回答内容を確認した上で、改めて、請求人に対して、転宅指導等を行おうとしたところ、手続上、いずれの回答も平成26年12月の契約更新に係る費用支払期日を過ぎてしまうことから、やむを得ず、同時期の契約更新及び同契約更新に伴う次期契約期間内の住宅扶助費については、引き続き、本件特別限度基準額を適用することとした。

なお、上記照会に対するいずれの回答においても、請求人の転宅について、これを困難または不相当とするものはなかった。

(4) そして、平成27年4月14日付けの本件局長通知により、〇〇区を含む特別区内等における単身世帯に係る本件特別基準限度額（月額69,800円）の適用については、特別な事情がある場合等を除き、（経過期間等の後は）これができなくな

くなることから、請求人の住宅扶助費についても本件基準限度額が適用され、運用事例集に基づき、取り扱われることとなった。

この結果、請求人についても、経過期間終了後は、実際の住宅家賃と住宅扶助費の差額がより大きくなる（家賃月額が79,000円であるため、その差額が9,200円（79,000円－69,800円）から、25,300円（79,000円－53,700円）になる。）ため、請求人の家計においては、その他の生活扶助費からの持ち出し分が大幅に増えることとなることから、処分庁は、改めて、請求人に対して、〇〇区の外を含む本件基準限度額以内の住居に転居できるよう、不動産屋に相談することなどを含めた指導を行っている。

これに対し、請求人は、都営住宅への応募のほか、〇〇区〇〇の賃貸住宅を探すなどはみられたものの、本件基準限度額以内の住居への転居に至っていなかったことから、処分庁は、平成27年4月に改正された本件局長通知に基づき、平成28年12月1日からの更新契約期間中の住宅扶助費については、本件基準限度額（月額53,700円）を適用することとし、同日付けで、請求人の住宅扶助費を減額（月額69,800円を月額53,700円に変更する）する旨の本件処分を行い、請求人にこの旨通知した。

- (5) なお、本件局長通知及び運用事例集によれば、本件特別基準額は、本来であれば平成28年7月以降の適用は認められないところではあるが、上述したとおり、本件処分には違算等の事実はなく、これを取り消すべきものとは認められない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、本件処分の違法、不当を主張する。

しかし、本件処分に違法又は不当な点を認めることができない

ことは、前述 2 のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来